

広川町農業委員会

第7回総会議事録

令和6年2月5日

広川町農業委員会第7回総会議事録

令和6年2月5日広川町農業委員会第7回総会が広川町役場3階会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 議案第4号 非農地証明に関する件
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地利用集積計画の承認について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

議席	氏名	議席	氏名
会長	古賀 秀之	6	稲員 繁広
会長代理	山村 佳代子	7	鐘ヶ江 百合子
1	中村 和浩	8	舩越 誠治
2	萩尾 喜久夫	9	稲員 雅史
3	丸山 敬二郎	10	野田 光浩
4	馬場 啓介	11	中島 隆二
5	渡邊 和江	12	古賀 貴美夫

農地利用最適化推進委員

議席	氏名	議席	氏名
欠	田中 健一	22	弓削 和幸
16	姫野 剛	23	末安 富士子
17	重松 嘉治	24	野田 隆文
18	小林 栄一	25	山下 淳
欠	山下 憲繫	26	渡邊 和宏
20	馬場 健作	27	古賀 優
21	雨森 純司		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

農業委員会事務局長 山下 誠紀 農業委員会係長 川村 亮二
書記 江原 俊亮

会長代理 山村佳代子 開会のあいさつ

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 本日は、報告事項3件、議案第1号4件、議案第2号1件、議案第3号1件、議案第4号2件、議案第5号5件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いいたします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、1番 中村和浩 農業委員、12番 古賀貴美夫 農業委員を指名し審議に移ります。報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知について順位1 大字新代 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 地権者の都合により解約、解約後は売買する旨説明。 順位2 大字太田 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 地権者の都合により解約、解約後は農地転用される旨説明。

報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について順位1 大字一條 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■。申請理由 地権者の都合により解約、解約後は売買する旨説明。

議長 報告事項について事務局の説明が終わりましたが質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議長 質問意見も有りませんので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に関する件について附議します。順位1について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位1 大字新代 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 売買

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

22番 弓削和幸 推進委員 農地法が代わり誰でも農地が取得できるようになったということで自宅となりの小さな農地を取得されて、野菜を作付けされるということですので問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。順位1について異議がない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。順位2について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位2 大字新代 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 売買

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

23番 末安富士子 推進委員 ■■■■さんが現在耕作されている■■■■さんへ農地を

所有権移転をされたいということですのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。順位 3 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 3 大字川上 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由 売買

議 長 この案件につきましては、関連の議案がありますのでその時に一括して採決を取りたいと思います。続きまして、順位 4 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 4 大字一條 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由 売買

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

26 番 渡邊和宏 推進委員 以前から借り受けていた農地を買われるものです。問題は無いと思われまますのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 4 について質問意見等ありましたらお願いします。

議 長 質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 4 について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字長延 申請人：■■ ■■ 申請理由 自宅敷地拡張

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

18 番 小林栄一 推進委員 農地が宅地の一部となっていたため転用の申請をされるものです。よろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

4 番 馬場啓介 農業委員 いつ頃からこのような状況になっていたのでしょうか

事務局 航空写真で確認したところ 20～30 年前からこのような状況のようです。

1 番 中村和浩 農業委員 農地と宅地とは課税はどのくらい違うのでしょうか

事務局 今年から課税額の見直しをされるということですので、併せて農地法の手続きもおこなってもらえるものです。具体的な課税額や遡って課税するかまでは確認していません。

議 長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 1 について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字川上 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由 一般住宅

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

21 番 雨森純司 推進委員 申請地の西側は住宅地となっており、隣は建設会社の資材置場となっています。排水等についても水利関係の承諾も得てあり問題はないと思われそうですのでよろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらをお願いします。

5 番 渡邊和江 農業委員 隣は資材置場ということですが敷地の高さはどうなっていますか。

事務局 ほぼ道路と同じ高さになっています。住宅を建てられる部分については若干高められると思われそうです。

5 番 渡邊和江 農業委員 譲渡人と譲受人は関係性はありますか

事務局 特段関係はありません。譲渡人も遠方に住んでいるため処分したい意向はもっておられ、今回買い手が決まったということで申請をされているものです。

10 番 野田光浩 農業委員 農地で取得される部分についてはどのように使われますか

21 番 雨森純司 推進委員 譲受人はいちご農家をされていますので苗床として利用されると伺っています。

議 長 他に質問意見もないようですので、3 条申請と 5 条申請の一括審議ということですのでそれぞれ採決を取りたいと思います。まずは 3 条申請について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 続きまして 5 条申請について異議がない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。議案第 4 号 非農地証明に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字新代 申請人：■■■■ 申請理由 宅地への進入路となっているため

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

23 番 末安富士子 推進委員 申請人の親と東側の宅地の方とは兄弟関係であったため、宅地への進入路として使わせてもらっていたということです。よろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について異議がない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 大字藤田 申請人：■■■■ 申請理由 現況が駐車場となっているため

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

27 番 古賀優 推進委員 申請地はかなり昔からコンクリート張りをされていました。以前は田であったということです。よろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

7 番 鐘ヶ江百合子 農業委員 砂利敷き等されている場合は原状に戻してもらっていましたが今回のコンクリート張りをされている場合はどのようになりますか。

事務局 非農地証明の取り扱いとしては農地に復旧することができない場合は非農地として取り扱ってよいとの運用になっていますのでそのように処理をしたいと考えています。

10 番 野田光浩 農業委員 今回このような状況になっていることがなぜ分かったのですか

事務局 隣地の宅地は久留米市になります。今回の申請地を含めた計画があり、その際農地であることが判明したものです。

山村佳代子 会長代理 農地であることが分からず農地以外の使い方をされているところが他にもあると思います。気が付かなければそのままになっているのでしょうか

事務局 今回は農地であることが分かったため申請をしてありますが、これ以外にも町内に

はそのような案件は存在すると思われます。毎年実施している農地パトロール等で違反が判明した際は指導していく必要はあると思ひます。

3 番 丸山敬二郎 農業委員 申請地は基盤整備地内ですか。

事務局 申請地は基盤整備地区外になります。その少し西側からは地区内になります。

5 番 渡邊和江 農業委員 申請理由が現況が駐車場となっていたからとなっていますが、どのような経緯でコンクリート張りをされたのでしょうか。

27 番 古賀優 推進委員 申請理由は現況が駐車場となっていたからとなっていますが、以前までは木が立っており車が停められるような状況ではありませんでした。今回久留米市の宅地側の計画としては進入路が狭いため広げられると聞いています。

6 番 稲員雅史 農業委員 先に現況を農地以外にして、始末書を出せば非農地として認められることが通例化してしまうと今後悪用されないでしょうか。

事務局 今回は砂利敷きではなくコンクリート張りをされており農地への復旧も不可能かと思われます。事務局としてもあらかじめそのような状態にして悪用することは問題があると認識しています。

6 番 稲員雅史 農業委員 現在は下限面積を問わずに農地を取得できるようになったため今後このようなことが増えていくのではないのでしょうか

事務局 農地として取得される際には、取得後についても農地として耕作するように指導を行っています。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 2 について異議がない方の挙手を求めます。

委員 挙手少数

事務局 この案件につきましては今回保留とし、次回までに現況がこのようになってしまった経緯などを調査して報告いたします。その上で再度審議をお願いいたします。

議長 続きまして議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地利用集積計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局 所有権移転 順位 1 大字日吉 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■。順位 2 大字水原 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■。順位 3 大字吉常 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■。順位 4 大字川上 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■。順位 5 大字広川 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■。

議長 事務局の説明が終わりましたので議案第 5 号について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。議案第 5 号について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。異議が無かった旨町長に報告いたします。以上で審議はすべて終わりました。

会長代理 閉会のあいさつ。